

市立川西病院 指定管理者募集要項

平成29年10月

川西市

目次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称等	
	(2) 建物・敷地	
	(3) 施設の構成	
3	指定期間	2
4	管理の基準	2
	(1) 法令等の遵守	
	(2) 許認可の取得	
	(3) 診療日・診療時間等	
	(4) 環境への配慮	
	(5) バリアフリーへの配慮	
	(6) 帳簿の記帳	
	(7) 文書管理	
	(8) 業務報告に関する事	
	(9) 個人情報保護に関する事	
	(10) 情報の公開について	
	(11) 守秘義務	
5	指定管理者が行う業務の内容	4
	(1) 市立病院における診療及び検診に関する業務	
	(2) 市立病院の利用に係る料金に関する業務	
	(3) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務	
	(4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務	
6	リスク分担	7
7	医療事故等への対応	8
8	運営に関する事項	8
	(1) 収入	
	(2) 管理経費	
	(3) 指定管理者負担金	

9 職員の処遇について	9
(1) 再就職を希望する職員の受入れ	
(2) 研修等	
(3) 子育て支援制度	
(4) その他	
10 募集に関する事項	9
(1) 募集及び選定のスケジュール	
(2) 募集及び選定手続き	
11 応募に関する事項	10
(1) 応募資格	
(2) 応募の制限	
(3) 提出書類	
(4) 応募に係る費用負担	
(5) 留意事項	
12 審査及び選定に関する事項	12
(1) 選定方法	
(2) 選定委員会による審査	
(3) 選定結果の通知及び公表	
13 評価基準	13
14 指定管理者の指定及び協定の締結	13
(1) 指定管理者の指定	
(2) 協定の締結	
15 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	13
(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退	
(2) 指定の取消し	
16 指定期間満了前の指定の取消し	14
(1) 市による指定の取消し	
(2) 不可抗力による指定の取消し	
(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項	
17 協議	14
18 協議機関の設置	14

19	指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ	14
20	指定期間終了後の引継ぎ	15
21	その他の留意事項	15
22	問い合わせ先	15
	特約条項	16

1 指定管理者制度導入の趣旨

川西市では、地域医療を守り、将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療を提供するため、市立川西病院（以下「市立病院」という。）の運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び川西市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第30号）第10条第1項の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、本要項4（1）に定める法令、条例、規則等を参照してください。

2 施設の概要

（1）名称等

名称	市立川西病院
所在地	川西市東畦野5丁目21番1号
診療科	内科（消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科）・小児科・外科・緩和ケア外科・整形外科・産婦人科・耳鼻いんこう科・眼科・泌尿器科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・病理診断科 消化器内視鏡センター、生活習慣病センター、乳腺センター
病床数	一般病床250床（うち開放型病床5床）
看護体制	入院基本料7：1
病棟勤務体制	3交替制又は2交替制
沿革	昭和58年10月 現市立川西病院移転開設 平成25年 1月 緩和ケア病棟開床 平成25年12月 産科病棟リニューアル開床

（2）建物・敷地

建物及び構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階 塔屋1階
延床面積	14,736.51㎡（事務所棟含む）
敷地面積	15,707.18㎡
駐車場	179台
職員住宅等	医師住宅、看護師寮、事務所棟あり

（3）施設の構成

区分	建物の内容	延床面積
地下	中央監視室・電気室・機械室・ボイラ室・厨房・解剖室・霊安室	14,540㎡
1階	外来（内科・外科・整形外科）・救急室・薬局・放射線科・リハビリテーション科・患者支援センター・売店・軽食・喫茶	
2階	手術室・中央検査室・外来（小児科・眼科・泌尿器科・産婦人科・耳鼻いんこう科）	
3階	病棟	
4階	病棟	
5階	病棟	
塔屋	設備機械室・エレベーター機械室	

3 指定期間

平成31年4月1日から同日以後最初に新築される施設における業務開始日の前日に属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間

新設される施設の指定管理については、特約条項によるものとします。

4 管理の基準

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、市立病院の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守しなければなりません。

医療法（昭和23年法律第205号）

薬事法（昭和35年法律第145号）

健康保険法（大正11年法律第70号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

川西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）

川西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第38号）

川西市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第30号）

川西市個人情報保護条例（平成6年条例第16号）（以下「保護条例」という。）

川西市個人情報保護条例施行規則（平成6年規則第44号）（以下「保護規則」という。）

川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）（以下「情報公開条例」という。）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律57号）

その他、施設の管理運営に適用される法令等

(2) 許認可の取得

指定管理者は、市立病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けなければなりません。

(3) 診療日・診療時間等

現行の診療日、休診日等は次のとおりです。

診療日・診療時間等 診療日 月曜日から金曜日まで

診療時間 午前9時00分から午後5時00分まで

受付時間 午前8時30分から午前11時30分まで

休診日 ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

指定管理者公募の趣旨に資する変更については、提案に基づき、協議のうえ決定します。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたって地球温暖化防止等環境に配慮することとします。

(5) バリアフリーへの配慮

指定管理者は、施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮することとします。

(6) 帳簿の記帳

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については7年間保存するものとします。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

(7) 文書管理

指定管理者は、その管理の業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文書目録を作成し、情報公開条例に基づく一般の利用に供するとともに、毎年度終了後、市に提出するものとします。

指定管理者は、指定期間終了後、その管理の業務に係る文書を市又はその後の指定管理者に引き継ぐものとします。

(8) 業務報告に関すること

毎年度終了後2月以内に事業報告書及び収支報告書を提出するものとします。

毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表及び損益計算書を提出するものとします。月次の報告等の取扱いは、指定管理者と協議し決定します。

その他市長が必要と認める場合は、随時報告を行うものとします。

(9) 個人情報保護に関すること

指定管理者は、その管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、当該業務の範囲内で、個人情報の保護について、保護条例第15条の規定により、市の機関と同様の義務を負うものとします。したがって、当該業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合については、保護条例の規定に従い、適切に処理するものとします。

また、当該業務に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失またはき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、協定書に保護規則第6条に規定する必要な措置を盛り込むものとします。

なお、保護条例の規定に違反した場合については、指定管理者の従事者又は従事者であった者のほか指定管理者についても、保護条例第46条～第51条の罰則規定が適用になります。

(10) 情報の公開について

指定管理者は、その管理の業務を行うにあたり保有することとなる情報のうち、個人情報以外のものについては、積極的に公開に努めることとします。また、当該業務を行うにあたり保有する情報について、市から提供を求められたときは、これに応じなければなりません。

(11) 守秘義務

指定管理者及びその従業員は、管理の業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その指定管理者でなくなった後及びその従業員でなくなった後も、同様とします。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 市立病院における診療及び検診に関する業務

診療等に関する業務

市立病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）

ア 基本的医療機能

- ・急性期を中心とした第二次医療機能を提供することとします。
- ・市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた特色ある医療を提案することとします。

イ 診療科

- ・現行科目の維持に努めることとします。
内科（消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科）・小児科・外科・緩和ケア外科・整形外科・産婦人科・耳鼻いんこう科・眼科・泌尿器科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・病理診断科
消化器内視鏡センター、生活習慣病センター、乳腺センター

ウ 外来診療体制

- ・各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮することとします。
- ・市民の医療需要に対応した専門外来等を実施することとします。

エ 入院診療体制

- ・原則引き続き在院を希望する入院患者を引き継ぐこととします。

オ 看護

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこととします。
- ・原則現状の看護配置を維持することとします。
- ・看護基準・手順が定められていることとします。
- ・体系的な継続教育を行うこととします。
- ・夜勤勤務時間については、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号）に準じるものとします。

政策的医療

ア 救急医療

イ 小児医療

ウ 周産期医療

地域医療全体の質の向上に向けた役割

ア 医療における安全管理

- ・安全管理に基づく医療の提供
医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供することとします。
- ・院内感染対策
感染対策マニュアルを策定し、標準予防策を実施することとします。

イ 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者中心の医療を行うこととします。
- ・患者の請求に応じてカルテを開示することとします。
- ・倫理委員会を設置することとします。

- ウ 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取り組み
- ・地域医療連携室を引き続き運営することとします。
 - ・患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体の質を向上させる取組みを行うこととします。
 - ・地域の医療従事者を対象とした研修会等を実施し、地域の医療の質の向上に努めることとします。

エ 医療データベースの構築と情報提供

オ 市民参加の推進

- ・医療情報、経営情報等の情報公開の推進を図ることとします。
- ・病院ホームページの開設、広報誌の発行など病院広報やアンケートなどの広聴を積極的に行うこととします。

福祉との連携

ア 介護保険事業に協力すること

- ・介護老人保健施設、介護老人福祉施設の協力病院となることとします。
- ・市の高齢福祉担当及び居宅介護支援事業所との連携を図ることとします。

患者及び来院者へのサービス

指定管理者は、患者及び来院者へのサービスを提供することとします。

指定管理者は自らが行う業務の内容について、病院経営の面からさらに充実を図る方法を提案することとします。

(2) 市立病院の利用に係る料金に関する業務

料金の収受等

- ア 病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とします。
- イ 市は、地方公営企業法第33条の2の規定により診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を指定管理者に委託します。指定管理者は診断書、証明書等交付に係る手数料を市に代わって徴収し、市に納入することとします。市は、納入された手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払います。

利用料金及び手数料の決定

- ア 利用料金及び手数料の額は、川西市病院事業の使用に関する条例に定める額とします。ただし、診療科など法令等で定められているものはその額とします。

(3) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務

施設維持

- ア 市の資産である市立病院の土地・建物、設備及び付帯施設(以下「施設等」という。)について、維持管理を行い、必要な経費は指定管理者の負担とします。なお、施設等利用者の負担については、現行のとおりとします。

施設等の改良工事等

- ア 施設等の改良工事(施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。)及び改修工事(施設の機能維持のために必要な工事等をいう。)若しくは更新等は市と指定管理者が協議のうえ、市の承認を得たものについて行うこととします。費用負担については8(3)の指定管理者負担金に準ずることとします。

- イ 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて指定管理者が行うこととします。費用負担については8(3)の指定管理者負担金に準ずることとします。
 - ウ 前2項のいずれかに該当するか疑義があるときは、市と指定管理者とが協議を行い決定するものとします。
備品の貸与、修繕、更新等
 - ア 市は、市立病院に属する備品を無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとします。
 - イ 備品の修繕、更新及び新規購入は、指定管理者が実施するものとし、この場合における費用負担は、次のとおりとします。
 - ・1件につき、500万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、市と協議のうえ、指定管理者負担金の対象とするかを決定することとします。
 - ・前号に掲げるもの以外のものについては、指定管理者が負担します。
- (4) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務
- 市民への情報提供機能、地域医療の質向上のための取組み等募集要項に記載があるもの及び今後協議のうえ定めるもの

6 リスク分担

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細は、協定の締結を行う際に定めます。

項 目	内 容	リスク分担	
		市	指定 管理者
包括的管理責任			
申請書類に関する権利の帰属	指定管理者が決定するまでの間		
	指定管理者の決定後		
	選定されなかった団体		
応募	応募に関して必要となる費用		
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		
	管理運営の準備のために負担した費用及び損害		
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		
債務不履行	市が協定内容を不履行		
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		
	市側の要因による運営費用の増大		
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		
	上記以外の税制変更		
診療報酬の改定	収入・支出の増減		
補助金の交付	申請書類の作成		
	申請書類の提出		
書類の誤り	募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		
行政財産の目的外使用許可	申請		
	許可		
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		
施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理	維持管理		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		
	施設・設備の改良・改修	1/2	1/2
	備品の修繕・更新・新規購入 【500万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上】 対象物品については両者の協議にて決定	1/2	1/2
	備品の修繕・更新・新規購入 【500万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満】		
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		
	指定管理者が故意又は過失により市立病院を損傷または滅失		
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		
	施設の瑕疵による損害賠償		
	上記以外の場合	両者の協議	

保険加入	建物総合損害共済		
	病院賠償責任保険		
	自動車損害共済		
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		
不可抗力	自然災害（地震、台風など）暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

7 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は、速やかに適切な措置をとるとともに、ただちに市に報告するものとします。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

8 運営に関する事項

指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び市が支払う指定管理料等をもって市立病院を運営します。

(1) 収入

診療報酬等の収入

指定管理料

指定管理料の総額は、本業務の指定期間において、地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び第2号に定める経費（指定管理料の上限は、普通交付税の基準財政需要額に算入された額とする）、前述のほか、本業務の目的をより効果的に達成するために市が負担することが適切と市が認める経費に相当する額（ただし、指定管理者の赤字補填または資金不足を補填する目的のものは除く。）とし、各年度の指定管理料の額は、市の予算額の範囲内で、年度協定に定めるものとします。

手数料徴収委託料

市は、地方公営企業法第33条の2の規定により診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を指定管理者に委託します。指定管理者は診断書、証明書等交付に係る手数料を市に代わって徴収し、市に納入することとします。

市は、納入された手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払います。

(2) 管理経費

指定管理者は、上記8(1)の収入をもって管理経費を賄うものとします。損失は、指定管理者の責任によるものとし、市は損失の補填を行いません。

なお、市立病院が現在契約している委託契約など、指定管理者の業務を開始する際に契約期間が残っているものは、引き続き契約することとします。

(3) 指定管理者負担金

指定管理者は、次の各号の金額を指定管理者負担金として、市に支払うこととします。

平成31年度以前（指定期間前）に市が取得した市立病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額を基礎とし、市との協議により、年度協定にて定めることとします。ただし、指定管理者が業務に使用しない資産に係る額は除く。

平成31年度以後（指定後）に市が取得する市立病院等の資産の購入等に充てるために発行した病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1。

平成31年度以後（指定後）に市が取得する市立病院等の資産の購入等で、病院事業債をもって充てることができない経費について、市と協議の上、定める毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1。

平成31年度以後（指定後）に市が行う市立病院の建設改良費（建物の新設、改良、改修、修繕及び備品の購入に係る費用）として係る額については、市との協議のうえ、年度協定にて定めることとします。

指定管理者は、指定管理者の行う他の事業と市立病院の事業に係る会計とを区分するとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

看護師寮及び医師住宅の家賃については、現行の規定のとおりとします。

9 職員の処遇について

(1) 再就職を希望する職員の受入れ

市立病院を退職し、引き続き再就職を希望する職員を採用することを前提とします。また、職員の処遇等については、今後別途協議することとします。

(2) 研修等

医師、看護職員、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備することとします。

(3) 子育て支援制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組み、子育て支援制度を整備することとします。

「仕事と生活の調和が実現した社会」

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会（内閣府ホームページより）

(4) その他

市立川西病院看護職員修学資金貸与規程（平成18年病院事業管理規程第6号）による借受人を原則採用することとします。

10 募集に関する事項

(1) 募集及び選定のスケジュール

募集要項の配布	平成29年10月10日（火）～11月10日（金）
現地説明会参加申込書の受付	平成29年10月10日（火）～10月13日（金）
現地説明会の開催	平成29年10月17日（火）
質問の受付	平成29年10月23日（月）まで
質問の回答	平成29年10月27日（金）
申請書等の受付	平成29年10月30日（月）～11月10日（金）
選定委員会による審査	平成29年11月29日（水）
審査結果の通知	平成29年12月初旬
指定管理者の指定	平成30年3月議会
基本協定の締結	平成30年3月

(2) 募集及び選定手続き

募集要項の配布(市ホームページにも掲載します。(参考資料を除く))

募集要項を次のとおり配布します。

- ・配布期間：平成29年10月10日(火)～11月10日(金) 土日祝日を除く
- ・配布場所：川西市 総合政策部 行政経営室 経営改革課(市役所4階4番)
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
TEL：072-740-1120 FAX：072-740-1315
電子メール kawa0176@city.kawanishi.lg.jp
- ・配布時間：午前9時から午後5時30分まで

現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

- ・開催日時：平成29年10月17日(火)午後2時から
- ・開催場所：市立川西病院
- ・申込方法：現地説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、経営改革課へ郵送、電子メール、持参のいずれかの方法による。
- ・申込期限：平成29年10月13日(金)午後5時30分まで(必着)
- ・参加人数：各法人5名以内とし、参加に係る交通費等は参加者負担とする。
募集要項等の資料は当日配布しませんので、ご持参ください。

質問の受付

本要項の内容等に関する質問がある場合、次のとおり質問を受け付け、回答します。

所定の質問書(様式2)により、電子メールで提出してください。

- ・受付期間：平成29年10月10日(火)～10月23日(月)
- ・受付方法：電子メール(電話等の口頭による質問は受け付けません)
- ・回答方法：平成29年10月27日(金)に電子メールにて質問者へ回答します。
なお、全ての質問に対する回答については、同日に市ホームページで公表します。

指定管理者指定申請書等の受付

指定管理者指定申請書等を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：平成29年10月30日(月)～11月10日(金) 土日祝日を除く
- ・受付時間：午前9時～午後5時30分
- ・提出場所：川西市総合政策部行政経営室経営改革課
- ・提出方法：提出場所に**持参もしくは郵送(必着)**してください。
申請書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

1.1 応募に関する事項

(1) 応募資格

阪神北医療圏域内において、将来的に統廃合も視野に入れ、一般病床150床以上の病床を提供できる法人とします。

次のいずれかに該当する法人であるもの

- ア 医療法第31条に規定する公的医療機関(病院に限る。)の開設者(都道府県、市町村を除く。)
- イ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

- ウ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- エ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- カ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- キ 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち、永続性・公益性の高い法人格(社会医療法人)を有すること(5年以内に当該法人への移行を目指すでも可とします)

(2) 応募の制限

次に該当する法人は、応募することができません。

指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含みます。)若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人

地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される法人

当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない法人

国税又は地方税を滞納している法人

川西市暴力団排除に関する条例(平成24年条例第5号)第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する法人

(3) 提出書類

申請書類は、正本1部、副本12部提出してください。

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

指定管理者指定申請書(様式3)

申請する法人に関する書類

ア 法人の概要(様式4)

イ 法人の登記簿謄本(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに相当する書類

エ 法人の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

オ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類

カ 直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類

キ 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(申請前3ヶ月以内に取得したもの、未納の税額がないことの証明書)

ク 誓約書(様式5)

ケ 事業計画書(様式6) 事業計画書の作成方法については別紙2を参照

(4) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

(5) 留意事項

申請書の提出をもって、本要項の記載事項を申請者が承諾したものとみなします。

提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。

追加資料の提出を依頼する場合があります。

提出された書類はすべて返却いたしません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

法人の提出する書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申請者に帰属します。指定管理者の決定後、選定された申請書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

ただし、申請書類等は市において複写できるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

選定された法人の申請内容については、市が公表できるものとし、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

1.2 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、申請者から提出された事業計画書等について審査し、指定管理者に最も相応しい法人（指定管理者候補）を選定します。

(2) 選定委員会による審査

実施方法

提出された申請書等、提案説明により、選定委員会が審査・選定します。

審査内容

評価基準に基づき、書面審査・提案説明を踏まえ、選定委員が評価項目を採点し、指定管理者候補を選定します。

提案説明

ア 申請者による提案説明を行い、選定委員が提案説明に対して、質問します。

イ 提案説明は、1法人につき50分以内（提案説明30分以内[市からの説明時間含む]、質疑応答20分以内）とします。

ウ 提案説明は、非公開とします。

エ 提案説明は提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めません。

オ 提案説明の日時・場所については、各申請者に通知します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者に通知するとともに市ホームページ上において、公表します。

公表内容は、申請者数、選定方法、選定委員会委員、評価項目及び配点、審査結果（各申請団体の得点）、選定された法人の提案内容及び評価等。

1 3 評価基準

具体的な評価項目及び配点は、別紙3のとおりとします。なお、審査には最低基準を設定します。最低基準は総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とします。すべての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点法人は事業計画書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

1 4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、川西市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する議案が議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画書及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

協定は2種類を予定しており、基本協定と年度協定をそれぞれ締結します。

基本協定の内容：診療科、政策的医療等の基本的な内容

年度協定の内容：診療内容、政策的医療経費など細目的事項等の内容

市は、評価委員会を設置し、毎年度事業評価を行います。また、特別の事情があるときは、協議の上、協定を改定することができることとします。

1 5 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求することがあります。

(2) 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合には、選定委員会において第2位に決定した申請者を指定管理者の候補として選定することとします。(第2位の申請者について、同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取扱うこととします。)

川西市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。

指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

指定管理者等が本要項に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。

その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

16 指定期間満了前の指定の取消し

(1) 市による指定の取消し

市は、地方自治法244条の2第11項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

市の指示に従わないとき又は改善の勧告に応じないとき。

本業務の履行に際し不正行為があったとき。

市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

指定管理者が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

指定管理者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合であって、指定管理者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、指定管理者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から本協定の解除の申出があったとき。

その他指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと市が認めるとき。

(2) 不可抗力による指定の取消し

市及び指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。指定管理者は、指定の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の2年前までに申し出、市と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、市は指定の取消しを行うものとする。この際に、市及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(3) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、市立病院の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

17 協議

募集要項に定めない事項については、指定管理者との協議により定めます。

18 協議機関の設置

市立病院の施設等の整備及び病院運営に関する重要事項を協議するため、市と指定管理者の代表で構成する組織を設けることとします。

19 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

指定期間前の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間を引継期間とします。指定管理者は、医療の質の継続及び向上を図るため、平成30年度から医師等スタッフの確保に協力することとします。

2 0 指定期間終了後の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、指定期間終了に際し、市又は市が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行うこととします。
- (2) 市は、必要と認める場合には、指定期間終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定する者による市立病院の視察を申し出ることができることとします。
- (3) 指定管理者による指定期間が満了したとき、又は市により指定の取消しが行われたときは、指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については市と指定管理者が協議の上、定めるものとし、ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるときは、市の承認により原状回復を不要とします。また、災害等の不可抗力により事業を継続できないときも不要とします。

2 1 その他の留意事項

市が管理業務等を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことができることとし、この場合、指定管理者の損害に対しては、市はその責めを負わないものとし、また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

2 2 問い合わせ先

川西市 総合政策部 行政経営室 経営改革課 <担当：中村、大村>
〒666 - 8501 兵庫県川西市中央町 1 2 番 1 号 (市役所 4 階 4 番)
TEL 072 - 740 - 1120 FAX 072 - 740 - 1315
電子メール kawa0176@city.kawanishi.lg.jp

特 約 条 項

1 新病院の施設

新設を予定している施設の名称及び位置は今後市が策定する基本構想・基本計画で示されたものとします。なお、新病院に必要となる用地については、市の責任において確保します。

2 新病院の建設に向けての協議

病院建物の老朽化の状況を踏まえ、指定期間中に移転建替えを行う計画があります（新病院整備の概要は、別紙4を参照）。指定管理者には、新病院の設計及び建設に全面的な協力を求めます。

3 新病院の指定管理

建設される新病院については、引き続き20年間、指定管理者が管理運営するものとします。

上記3項については、川西市議会における関係議案の議決を経て確定します。

参考資料（経営改革課にて配布）

- 1 決算書（過去3年分）
- 2 施設基準等一覧
- 3 行政財産の目的外使用許可状況
- 4 医療機器一覧（主なもの）
- 5 医療情報システム一覧
- 6 設備一覧（主なもの）
- 7 委託契約、賃借契約の一覧
- 8 実習生受入一覧
- 9 協力病院として契約している施設一覧
- 10 現在の使用料・手数料一覧
- 11 市との契約一覧（検診関係）
- 12 関係条例等
- 13 職員数
- 14 平面図